

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 1</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への 対応について</p>	<p>令和2年4月8日</p> <p>警 備 局</p>
<p>1 感染者数【4月7日時点】</p> <p>(1) 国内における感染状況～4,257人（死亡81人）</p> <p>(2) ダイヤモンド・プリンセス号における感染状況～712人（死亡11人）</p> <p>(3) 世界における感染状況～1,315,344人（死亡73,648人）</p> <p>2 最近の政府等の対応</p> <p>(1) 新型インフルエンザ等特措法に基づく政府対策本部を設置（3月26日）。「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定（3月28日）</p> <p>(2) 4月1日、米国、英国等49か国・地域の全域を入国拒否対象地域に指定。これを含む計73か国・地域に14日以内に滞在歴のある外国人の入国を拒否（4月3日から運用開始）</p> <p>(3) 全ての国・地域からの入国者に対し14日間の待機等を要請、これらの国において発給された査証の効力を停止、査証免除措置を順次停止（4月3日から運用開始）</p> <p>(4) 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の公示（4月7日から5月6日までの間、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都府県）。「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定。（4月7日）</p> <p>3 警察の対応</p> <p>(1) 長官を長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」に格上げ（3月26日）</p> <p>(2) 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」を受け、「警察庁新型コロナウイルス感染症対策本部全体会合」を開催し、「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく対策等を一層強力に推進することを決定するとともに、都道府県警察に対し下記の内容を示達（4月7日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空港、医療施設等における警戒警備の実施 ○ 感染拡大に伴う混乱等に乗じた各種犯罪の取締り及び防犯情報の提供 ○ 警察職員の感染防止に向けた取組の徹底 ○ 業務継続のための体制の確保 		